

中小企業組合制度が改正されました！

平成19年4月1日、「中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律」が施行されました。

これにより、「中小企業等協同組合法」に規定する『事業協同組合・連合会』『事業協同小組合』『火災共済協同組合・連合会』『企業組合』、「中小企業団体の組織に関する法律」に規定する『商工組合・連合会』『協業組合』の運営方法が、以下のとおり大きく変わりますので、改正法等の内容をご理解いただき、適切に対応することが必要です。

<http://www2.chuokai.or.jp/hotinfo/j-070401kaiseikumiaihou.htm>

改正組合法の主な内容



1. 今回の法律改正は2つの側面から行われています
 - (1) 中小企業組合の運営に関する制度の全面的な見直し
 - (2) 共済事業の健全性を確保するための新たな制度の導入

2. 具体的な主な改正点【改正組合法の枠組み】
 - ・ 全ての中小企業組合に係る措置【一般組合改正点 「 』】
 - (1) 役員（理事・監事）の任期の変更
 - (2) 理事による利益相反取引の制限
 - (3) 監事の権限拡大（業務監査権限の付与）
or 監事の権限限定（会計監査権限に限定）と組合員の権限拡大
 - (4) 決算関係書類等の作成・手続の明確化
 - (5) 会計帳簿の保存の義務化、会計帳簿の閲覧請求要件の緩和
 - (6) 施行規則に基づく決算関係書類、事業報告書、監査報告の作成 等

 - ・ 大規模な組合に上乗せされる措置
【大規模組合改正点（組合員1,000人超） 「 』 + 「 』】
 - (1) 監事の権限拡大（業務監査権限の付与）の義務化
 - (2) 員外監事選任の義務化
 - (3) 余裕金運用の制限 等

 - ・ 共済事業を実施する組合全般に係る措置
【一般共済組合改正点（共済金額10万円超） 「 』 + 「 』】
 - (1) 共済事業に関する定義の創設
 - (2) 共済規程の作成と認可
 - (3) 共済事業に係る諸規制
（共済事業と他の事業の区分経理、経費賦課の禁止、責任準備金等の積立て、余裕金の運用制限） 等

 - ・ 大規模に共済事業を実施する組合に上乗せされる措置
【大規模共済組合改正点（共済金額10万円超&組合員1,000人超）
「 』 + 「 』 + 「 』 + 「 』】
 - (1) 名称中への一定の文字使用の強制
 - (2) 原則兼業禁止
 - (3) 財務の健全性に関する基準の導入
 - (4) 最低出資金規制の導入 等

（全国中小企業団体中央会・都道府県中小企業団体中央会）